

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により
就労の場を失った方の就労を応援します

岐阜市

雇用就労促進奨励金のご案内

概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、就労の場を失った方の就労を応援するため、新たに就労された方及び当該労働者の事業者に対して、それぞれ最大**10万円**の奨励金を交付します。

申請様式

岐阜市ホームページのウェブサイトからダウンロードしてください。
(<https://www.city.gifu.lg.jp/38151.htm>)

岐阜市 緊急的雇用対策事業

検索



※対象者や条件、申請方法、必要書類等は次ページ以降をご覧ください。

問い合わせ・申し込み先

岐阜市経済部労政・経営支援課

〒500-8701 岐阜市神田町1丁目11 (南庁舎2階)

電話：058-214-2358 (受付時間 平日 8:45~17:30)

E-mail：rousei-keiei@city.gifu.gifu.jp

(令和2年10月15日現在)

1. 奨励金の対象となる方

<労働者>

以下の条件をすべて満たす方が奨励金の対象となります。

- ① 令和2年1月28日以降に就労の場を失った方
- ② ハローワークでの職業紹介を経て、令和2年6月1日から12月31日までの間に事業者と雇用契約を締結し、かつ、雇用期間が開始した方
- ③ 就労の場を失った時点、雇用契約を締結した時点、雇用期間が開始した時点でいずれも岐阜市に住所を有していた方

<事業者>

上記の労働者を雇用した事業者の方が対象となります。

2. 交付の条件

奨励金の交付を受けるためには、労働者と事業者が以下の条件をすべて満たす雇用契約を締結していることが条件となります。

- 雇用期間が3か月未満でないこと
- 勤務地が岐阜市内であること
- 所定労働時間が週20時間以上であること

※次の要件に該当する場合は、事業者は給付金の対象外となります。

- ①雇用契約締結前1年間の間に、雇用関係にあった場合
- ②雇用契約締結前1年間の間に、当該労働者が当該事業所の子会社・親会社等の密接な関係を有する事業者と雇用関係にあった場合
- ③対象となる労働者が当該事業者の役員等の3親等内の親族である場合
- ④国、地方公共団体その他の公共団体である場合
- ⑤市税の滞納がある場合（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予許可（地方税法附則第59条）を受けている場合を除く）
- ⑥対象となる労働者が当該給付金の交付対象とならない場合

3. 奨励金の額及び交付の時期

奨励金は3回に分けて以下のとおり交付します。

	雇用期間開始時	雇用期間開始 1か月経過後	雇用期間開始 3か月経過後	合計
労働者 事業者	各3万円	各2万円	各5万円	各10万円

※労働者は一人につき1回のみ、事業者は労働者5人分まで交付します

4. 申請方法（初回）

以下の申請書類を、事業者が対象となる労働者の分も合わせて申請してください。

※事業者が給付金の対象でない場合や交付申請を行わない場合は、労働者自らが申請することができます

【申請書類】

岐阜市雇用就労促進奨励金交付申請書兼請求書（様式第1）

<添付書類>

必要な書類	備考
①雇用期間や所定労働時間、勤務地が確認できるもの	雇用契約書などの写し
②ハローワークが発行する紹介状の写し	
③対象となる労働者の離職日が確認できるもの	雇用保険受給資格者証、離職票、離職証明書、内定取消通知書などの写し
④対象となる労働者の本人確認ができるもの	運転免許証、マイナンバーカード（顔写真のついた面のみ）などの写し
⑤対象となる労働者の金融機関、支店名及び口座番号が確認できるもの	通帳やキャッシュカードの写し
⑥対象事業者及び対象労働者に関する報告書（別紙1-1、別紙1-2）	労働者のみが申請する場合は別紙1-1のみ

※用意できない書類等がある場合は、岐阜市労政・経営支援課までご相談ください。

【申請期限】

令和3年1月31日（労働者が申請する場合は令和3年2月28日）

5. 交付決定及び奨励金の交付（初回）

提出いただいた申請書類をもとに交付（不交付）決定を行い、決定通知書をお送りします。
また、奨励金は、交付決定後に労働者及び事業者に対して、初回交付分の3万円をそれぞれ指定の銀行口座に振り込みます。

6. 雇用開始1か月及び3か月経過後の奨励金の交付（2回目、3回目）

雇用開始1か月及び3か月経過後の奨励金は、支給要件の確認後に交付します。

<確認事項>

- ①対象となる労働者の雇用が継続されていること
- ②勤務地が市内であること
- ③対象となる労働者が市内に住所を有していること

確認のため以下の書類を、事業者が対象となる労働者の分も合わせて提出してください。

※事業者が交付決定を受けていない等の場合は、労働者自らが申請することができます

【提出書類】

岐阜市雇用就労促進奨励金報告書（2回目・3回目）兼請求書（様式第3-1及び様式第3-2）

※報告書は初回の交付決定時に2回目、3回目分を合わせてお送りします。

【提出期限】

雇用開始1か月経過後：令和3年2月28日

雇用開始3か月経過後：令和3年4月30日

7. 交付決定の取り消し及び奨励金の返還

以下のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の決定の取り消しを行う場合があります。
また、交付済みの奨励金は返還を求めることがあります。

- 奨励金の交付決定の内容または交付決定の際に付した条件等に違反したとき
- 法令、条例、規則等に違反したとき
- 虚偽または不正の手段により奨励金の交付を受けたとき

8. 対象労働者 チェックフロー

